

■ 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

Point	□ P A Z、U P Zで避難のタイミング及び避難単位が異なるため、学校の所在地及び児童生徒の居住地に合わせた対応を検討しておくこと。 □ 自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう、下校又は引渡しの時期を判断すること。 □ 避難が広域、長期に及ぶこともあるため、教職員及び児童生徒の緊急連絡先を持ち出せるようにしておくこと。 □ 引渡し等の決定を伝達する方法は、大規模災害も想定し、複数確保しておくこと（一斉メール／ＨＰ／災害伝言ダイヤル等）。
-------	---

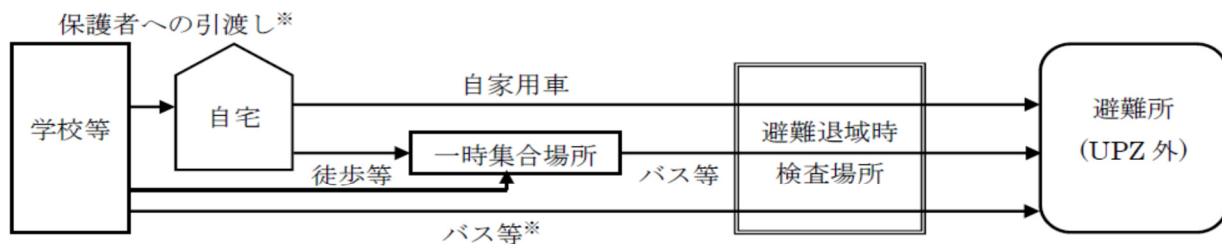
（１）P A Z又はU P Z圏内から通学している児童生徒への対応

事前の準備	□ 原子力発電所のある地域から通学している児童生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について、保護者と共通理解を図る。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	□ 災害発生状況を把握し、当該児童生徒に正確な情報を伝える。 □ 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と児童生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 □ 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

（２）P A Z内の学校における対応

P A Z内の学校は、全面緊急事態まで進展した場合、自治体の指示に従い、児童生徒を引率して避難することになるため、可能な限りそれ以前の段階で下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 （避難準備）	全面緊急事態 （避難）
学校がただちに取るべき対応	□ ただちに教育活動を中止 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 下校又は引渡し □ 上記の対応を教育委員会に連絡	□ ただちに教育活動を中止 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 下校又は引渡し □ 上記の対応を教育委員会に連絡	□ ただちに教育活動を中止 □ 学校の対応を保護者に連絡 □ 自治体からの避難指示に備え、原則引渡しは一旦中断 □ 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない児童生徒への対応	□ 学校等に留置き □ 一時集合場所への避難準備を開始	□ 学校等に留置き □ 一時集合場所への避難準備を開始	□ 学校等の屋内に退避 □ 自治体から避難の指示が出た時点で一時集合場所への移動を開始



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受け行う。）。

【参考】下校・引渡しのルール（まとめ） 上段：警戒事態 中段：施設敷地緊急事態 下段：全面緊急事態

		児童生徒の居住地		
		P A Z 内	U P Z 内	U P Z 外
学校	P A Z 内	【下校または引渡し】		
		【引渡し】	【下校または引渡し】	
		自治体からの避難指示に備え、原則【引渡し】は一旦中断（ ）		

）自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

■浜岡地域原子力災害広域避難計画

避難元市町ごとの避難先（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

	PAZ	UPZ	避難先 1 原子力災害が単独で発生した場合等	避難先 2 大規模地震との複合災害等で、 避難先 1 に避難できない場合
御前崎市	○		静岡県内（浜松市）	長野県（松本地域、北アルプス地域、長野地域、北信地域）
牧之原市			山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上田地域）
			山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町）	群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）
島田市			静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都（特別区、市町村（島しょ部を除く））
吉田町		○	静岡県内（静岡市、富士宮市）	群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）

○：市町全域がPAZ又はUPZ対象範囲 ：市内の一部がPAZ又はUPZ対象範囲

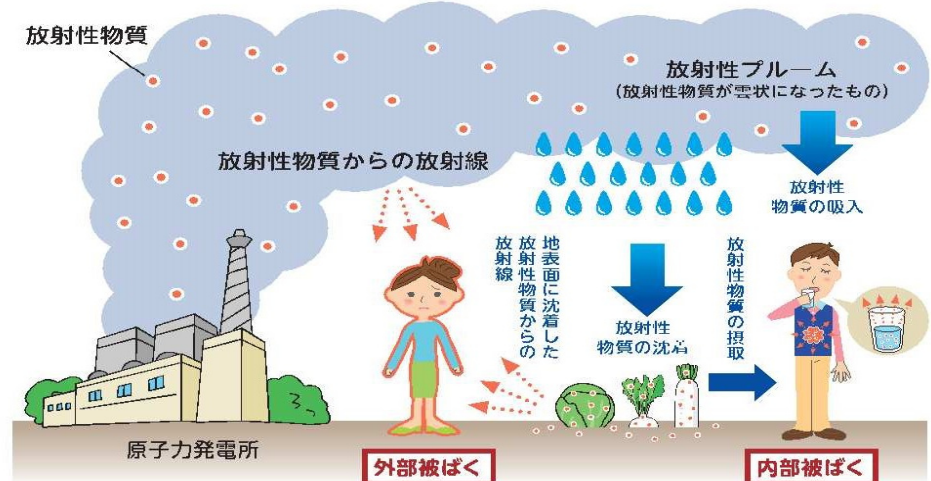
原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

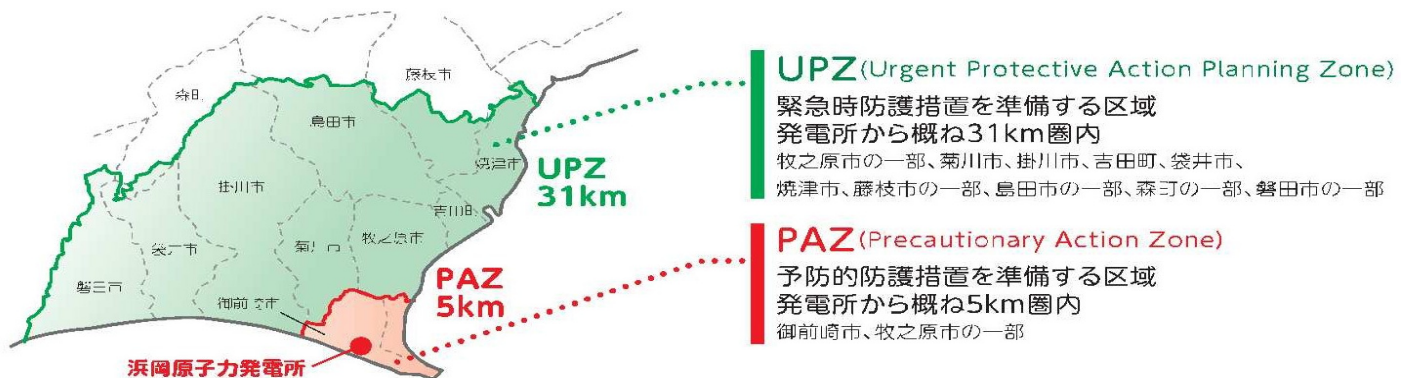
放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力㈱浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電源が 喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防 護 措 置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に移転する 一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

μ Sv：マイクロシーベルト